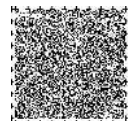


参考資料

1. 計画の策定経過
2. 佐倉市障害者計画及び佐倉市障害福祉計画策定懇話会設置要綱
3. 佐倉市障害者計画及び佐倉市障害福祉計画策定懇話会 委員名簿
4. 障害者権利条約
5. 障害に関するマーク

1. 計画の策定経過

日付や期間	内容
令和5年2月7日 から2月28日	令和4年度 障害福祉アンケート
令和5年7月5日	佐倉市障害者計画及び佐倉市障害福祉計画策定懇話会 公募市民 選考
令和5年8月9日	第1回 計画策定懇話会
令和5年10月11日	第2回 計画策定懇話会
令和5年11月8日	第3回 計画策定懇話会
令和5年12月22日	第4回 計画策定懇話会
令和6年2月16日 から3月1日	意見公募手続
令和6年3月26日	計画策定



2. 佐倉市障害者計画及び佐倉市障害福祉計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定により策定する佐倉市障害者計画(以下「障害者計画」という。)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定により策定する佐倉市障害福祉計画(以下「障害福祉計画」という。)を策定するに当たり、市民、社会福祉事業に携わる者その他の者の意見を聴き、その内容を反映させるため、佐倉市障害者計画及び佐倉市障害福祉計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

(所掌事項)

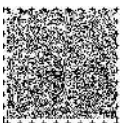
第2条 懇話会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 障害者計画及び障害福祉計画の策定に関し、意見を述べること。
- (2) その他懇話会の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 懇話会は、15人以内の委員をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 1人以内
- (2) 市内社会福祉事業に携わる者 1人以内
- (3) 医師 1人以内
- (4) 歯科医師 1人以内
- (5) 佐倉市社会福祉協議会の職員 1人以内
- (6) 民生委員児童委員 1人以内
- (7) 佐倉商工会議所の職員 1人以内
- (8) 千葉県特別支援学校の職員 1人以内
- (9) 成田公共職業安定所の職員 1人以内
- (10) 印旛健康福祉センターの職員 1人以内
- (11) 佐倉市障害者団体連絡協議会から推薦を受けた当事者 3人以内
- (12) 市民 2人以内



(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から障害者計画及び障害福祉計画が策定される日までの期間とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 懇話会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 懇話会は、必要があると認めるときは、関係者に対し会議への出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

4 第3条第11号に掲げる委員は、会長に申し出ることにより、付添人とともに会議に出席することができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第8条 懇話会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

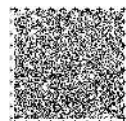
附 則(令和5年4月14日決裁佐障第67号)

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、障害者計画が策定された日又は障害福祉計画が策定された日のいずれか遅い日をもって、その効力を失う。

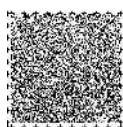


3. 佐倉市障害者計画及び佐倉市障害福祉計画策定懇話会 委員名簿

任期:令和5年8月1日~令和6年3月31日

No.	委員区分	氏名	所属
1	学識経験を有する者	よもだ きよし 四方田 清	順天堂大学 スポーツ健康科学部健康学科
2	市内社会福祉事業に携わる者	すどう まゆみ 須藤 真由美	佐倉市さくらんぼ園
3	医師	なめかわ たかし 滑川 尚史	印旛市郡医師会佐倉地区
4	歯科医師	ひでしま きよし 秀島 潔	印旛郡市歯科医師会佐倉地区
5	佐倉市社会福祉協議会	おかもと かずなり 岡本 一成	
6	民生・児童委員	やました ひとし 山下 等	佐倉市民生委員・児童委員協議会
7	佐倉商工会議所	みに あきお 三谷 晃生	
8	千葉県特別支援学校	やまざき ひろし 山崎 博志	千葉県立印旛特別支援学校
9	成田公共職業安定所	やまぐち ゆうじ 山口 裕司	
10	印旛健康福祉センター	あぎやま けいこ 秋山 恵子	
11	佐倉市 障がい者団体等連絡 会	なつさか ひろふみ 夏坂 博文	佐倉市身体障がい者の会
12		しのつか かつお 篠塚 勝夫	佐倉市手をつなぐ育成会
13		おおが しろろう 大賀 四郎	佐倉市精神障害者家族会かぶらぎ 会
14	公募市民	きたざわ まこと 北澤 誠	
15		おかだ やすひろ 岡田 恭比呂	

参
考
資
料



4. 障害者権利条約

障害者権利条約の主な内容

Convention on the Rights of Persons with Disabilities

障害者権利条約における障害のとらえ方

従来の障害のとらえ方は、障害は病気や外傷等から生じる個人の問題であり、医療を必要とするものであるという、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものでした。一方、障害者権利条約では、障害は主に社会によって作られた障害者の社会への統合の問題であるという、いわゆる「社会モデル」の考え方が随所に反映されています。これは、例えば、足に障害をもつ人が建物を利用しづらい場合、足に障害があることが原因ではなく、段差がある、エレベーターがない、といった建物の状況に原因（社会的障壁）があるという考え方です。

国連の議論においては、主に1980年代の様々な取組を通じて障害に対する知識と理解が深まり、障害者の医療や支援に対するニーズ（リハビリテーション等）と障害者が直面する社会的障壁の双方に取り組む必要性が認識されるようになり、この条約もそうした認識に基づき作成されました。

目的

この条約の目的は、「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」です。この条約では、障害者には「長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む」とされています。



平等・無差別と合理的配慮

条約の第 2 条（定義）では、障害者の人権と基本的自由を確保するための「必要かつ適当な変更及び調整」であって、「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」を「合理的配慮」と定義しています。これは、例えば車椅子用に段差に渡し板を敷いたり、窓口で筆談や読み上げ等により理解を助けること等が当たります。そして、障害に基づく差別には「合理的配慮の否定」が含まれます。また、第 4 条（一般的義務）では、締約国に障害者に対する差別となる既存の法律等を修正・撤廃するための適切な措置をとることを求めているほか、第 5 条（平等及び無差別）では、障害に基づくあらゆる差別を禁止することや、合理的配慮の提供が確保されるための適当な措置をとることを求めています。この「合理的配慮の否定」を障害に基づく差別に含めたことは、条約の特徴の一つとされています。

意思決定過程における障害当事者の関与

条約の第 4 条（一般的義務）では、締約国は障害者に関する問題についての意思決定過程において、障害者と緊密に協議し、障害者を積極的に関与させるよう定めています。また、第 35 条（締約国による報告）では、条約に基づき設置されている「障害者の権利に関する委員会」に対する報告を作成するに当たり、先の第 4 条の規定に十分な考慮を払うこととされています。

これらの規定には、いわゆる“Nothing About Us Without Us”（私たちのことを、私たち抜きに決めないで）の考え方を背景として、障害当事者の声を重視するというこの条約の特徴が表れています。

施設・サービス等の利用の容易さ

条約の第 9 条（施設及びサービス等の利用の容易さ）では、締約国は、障害者が輸送機関、情報通信等の施設・サービスを利用する機会を有することを確保するため、適当な措置をとることを定めています。この措置には、施設・



サービス等の利用の容易さに対する妨げ・障壁を特定し、撤廃することが含まれます。

自立した生活・地域社会への包容

条約の第 19 条（自立した生活及び地域社会への包容）では、締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認め、障害者が、この権利を完全に享受し、地域社会に完全に包摂され、参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとることを定めています。

教育

条約の第 24 条（教育）では、締約国は教育についての障害者の権利を認めることを定めています。障害者が精神的・身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とすること等を目的として、締約国は障害者を包容するあらゆる段階の教育制度や生涯学習を確保することとされています。

また、その権利の実現に当たり、障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと、個々の障害者にとって必要な「合理的配慮」が提供されること等が定められています。



雇用

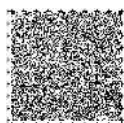
条約の第 27 条（雇用及び労働）では、締約国は、障害者が、障害のない人と平等に労働に関する権利を有することを認め、その権利が実現されることを保障・促進することを定めています。特にあらゆる形態の雇用における、障害に基づく差別の禁止や、職場での障害者に対する「合理的配慮」の確保等のため、締約国が適当な措置をとることを定めています。



5. 障害に関するマーク



(順不同)

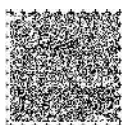
名称	概要等	所管先
障害者のための国際シンボルマーク 	<p>障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。</p> <p>※個人の車に表示することは、国際シンボルマーク本来の主旨とは異なります。障害のある方が、車に乗車していることを、周囲にお知らせする程度の表示になります。したがって、個人の車に表示しても、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力は生じません。駐車禁止を免れる、または障害者専用駐車場が優先的に利用できるなどの証明にはなりませんので、ご理解の上ご使用下さい。</p>	公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 TEL:03-5273-0601 FAX:03-5273-1523
盲人のための国際シンボルマーク 	<p>世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。</p>	社会福祉法人日本盲人福祉委員会 TEL:03-5291-7885






<p>身体障害者標識 (身体障害者マーク)</p> 	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局交通企画課</p> <p>TEL:03-3581-0141 (代)</p>
<p>聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)</p> 	<p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局交通企画課</p> <p>TEL:03-3581-0141 (代)</p>
<p>ほじょ犬マーク</p> 	<p>身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。</p> <p>身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。</p> <p>補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されており、衛生面でもきちんと管理されています。</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室</p> <p>TEL:03-5253-1111 (代) FAX:03-3503-1237</p>


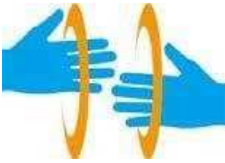


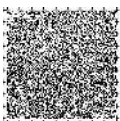
	<p>補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。</p>	
<p>耳マーク</p> 	<p>聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。また、窓口等に掲示されている場合は、聴覚障害者へ配慮した対応ができることを表しています。</p> <p>聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮（口元を見せゆっくり、はっきり話す・筆談で対応する・呼ぶときは傍へ来て合図する・手話や身振りで表すなど）について御協力をお願いします。</p>	<p>一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会</p> <p>TEL:03-3225-5600 FAX:03-3354-0046</p>
<p>ヒアリング ループマーク</p> 	<p>「ヒアリングループマーク」は、補聴器や人工内耳に内蔵されているTコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。</p> <p>このマークを施設・機器に掲示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを知らせ、利用を促すものです。</p>	<p>一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会</p> <p>TEL:03-3225-5600 FAX:03-3354-0046</p>

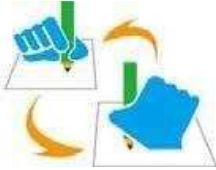


<p>オストメイト用設備 ／オストメイト</p> 	<p>オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。</p> <p>このマーク(JIS Z8210)は、オストメイトの為の設備(オストメイト対応のトイレ)があること及びオストメイトであることを表しています。</p> <p>このマークを見かけた場合には、身体内部に障害のある障害者であることを及びその配慮されたトイレであることを御理解の上、御協力をお願いします。</p>	<p>公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団</p> <p>TEL:03-5844-6265 FAX:03-5844-6294</p>
<p>ハート・プラス マーク</p> 	<p>「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。</p> <p>内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。</p> <p>このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いします。</p>	<p>特定非営利活動法人ハート・プラスの会</p> <p>TEL:080-4824-9928</p>
<p>「白杖 SOS シグナル」 普及啓発シンボル マーク</p> 	<p>白杖を頭上 50cm 程度に掲げて SOS のシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p> <p>白杖による SOS のシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをお願いします。</p>	<p>岐阜市福祉事務所障がい福祉課</p> <p>TEL:058-214-2138 FAX:058-265-7613</p>



<p>(社会福祉法人日本 視覚障害者団体連合 推奨マーク)</p>	<p>※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖により SOS のシグナルを示していても、声をかけてサポートをお願いします。</p>	
<p>ヘルプマーク</p> 	<p>義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです (JIS 規格)。</p> <p>ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。</p>	<p>東京都福祉局障 害者施策推進部 企画課社会参加 推進担当</p> <p>TEL:03- 5320-4147</p>
<p>手話マーク</p> 	<p>きこえない・きこえにくい人が手話言語でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話言語による対応ができるところが提示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに提示することもできます。</p> <p>きこえない・きこえにくい人等がこのマークを提示した場合は「手話言語で対応をお願いします」の意味、窓口等が提示している場合は「手話言語で対応します」等の意味になります。</p>	<p>一般財団法人全 日本ろうあ連盟</p> <p>TEL:03- 3268-8847 FAX:03- 3267-3445</p>



<p>筆談マーク</p> 	<p>きこえない・きこえにくい人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが提示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに提示することもできます。</p> <p>きこえない・きこえにくい人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。</p>	<p>一般財団法人全日本ろうあ連盟</p> <p>TEL:03-3268-8847</p> <p>FAX:03-3267-3445</p>
--	--	---

(内閣府ホームページより引用)



第7次佐倉市障害者計画・第7次佐倉市障害福祉計画

■ 発行日 令和6年3月

■ 発行 佐倉市

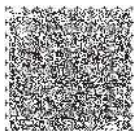
■ 担当 福祉部 障害福祉課

〒285-8501 佐倉市海隣寺町97番地

電話 043-484-4164 ファクス 043-484-1742

電子メール shogaifukushi@city.sakura.lg.jp

■ 印刷 社会福祉法人愛光 ワークショップかぶらぎ



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。